

○佐賀市公民館条例（抜粋）

（使用料）

第 7 条 公民館の使用の許可を受けた者(市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者、これらの者を中心とした団体及び市内を活動の拠点とする団体を除く。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表(第 7 条関係)

(平 25 条例 17・全改、平 25 条例 37・平 25 条例 41・平 26 条例 34・平 27 条例 34・平 27 条例 35・平 28 条例 38・平 29 条例 31・一部改正)

区分	金額(1 時間につき)	
佐賀市立富士公民館	多目的ホール(客席)	1,560 円
	多目的ホール(舞台)	510 円
	会議室	830 円
	研修室	830 円
	和室	300 円
	調理実習室	830 円
	談話室 1	300 円
	談話室 2	300 円
	楽屋 1	300 円
	楽屋 2	300 円